

橋本市規則第5号

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和8年2月16日

橋本市長 平木 哲朗

## 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成18年橋本市規則第51号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中の下線又は太線の部分である。

改正後	改正前										
(年次有給休暇の単位) 第14条 年次有給休暇の単位は、1日、 <u>1時間又は15分</u> とする。ただし、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に <u>15分</u> 未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。	(年次有給休暇の単位) 第14条 年次有給休暇の単位は、1日、 <u>半日(勤務時間の始まる時刻から休憩時間の始まる時刻までの時間又は休憩時間の終わる時刻から勤務時間の終わる時刻までの時間をいう。)</u> 又は <u>1時間</u> とする。ただし、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に <u>1時間</u> 未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。										
2 1時間又は15分を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。 (1)～(4) 略	2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。 (1)～(4) 略										
別表第2(第16条関係)	別表第2(第16条関係)										
<table border="1"><thead><tr><th>事由</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)～(21) 略</td><td>略</td></tr><tr><td>(22) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</td><td>必要と認められる期間</td></tr></tbody></table>	事由	期間	(1)～(21) 略	略	(22) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間	<table border="1"><thead><tr><th>事由</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)～(21) 略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	事由	期間	(1)～(21) 略	略
事由	期間										
(1)～(21) 略	略										
(22) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間										
事由	期間										
(1)～(21) 略	略										

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。